

■認定申請手数料（幕別町が認定する場合）

1戸につき、次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の戸数に応じ、それぞれ定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除した得た金額となります。（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとなります。）

(1) 認定申請・変更申請手数料

ア. 事前に登録住宅性能評価機関による技術審査を受け、適合証を添付する場合

建 築 戸 数	認 定 申 請 額	変 更 申 請 額
住宅の戸数が1戸のもの	18,000円	14,000円
住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	30,000円	24,000円
住宅の戸数が6戸以上のもの	47,000円	38,000円

イ. 事前に登録住宅性能評価機関による技術審査を受けていない場合

建 築 戸 数	認 定 申 請 額	変 更 申 請 額
住宅の戸数が1戸のもの	57,000円	34,000円
住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの	130,000円	73,000円
住宅の戸数が6戸以上のもの	205,000円	117,000円

(2) その他の手数料

申 請 内 容	申 請 額
譲受人を決定した場合における計画変更認定申請	1,800円
認定計画実施者の地位の承継の承認申請	1,800円
住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期並びに譲受人の決定の予定時期の変更のみの場合	1,000円

- ※1 北海道が認定する場合の認定手数料は、「北海道長期優良住宅コーナー」をご覧ください。
- ※2 登録住宅性能評価機関の技術的審査に要する費用は、別途、申請者から登録住宅性能評価機関へお支払いください。
- ※3 この認定を申請する場合において、建築確認申請（建築基準法第6条第1項）を併せて申請する場合は、上表に定める額に、建築確認申請手数料の規定に定める区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額を手数料として納付いただきます。
さらに、認定申請建築物に構造計算適合性判定（建築基準法第6条第5項）を行う建築物が含まれる場合は、構造計算適合判定手数料の規定に定める区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額を手数料として納付いただきます。